

# 盛岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助

がけ地の崩壊などにより市民の生命または身体に著しい危害を及ぼす恐れがある区域の住宅を移転する際に、移転に要する費用の一部を補助します。

## ○補助対象となる住宅

土砂災害特別警戒区域内にあり、当該区域に指定される前に建てられた住宅※

※「危険住宅」と呼びます

## ○補助の内容

盛岡市内の安全な場所の住宅へ移転するための、既存住宅の除去費や、移転先の住宅の建設、購入費等（借入金利子相当額）

## ○補助額

経費	経費の内容	補助額
除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	97万5千円
建物助成費	代替住宅の建設、購入等に要する資金を金融機関から借り入れた場合の借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする）に相当する額	421万円 (建物 325万円 土地 96万円)

## ○注意事項

- ・申請にあたっては、事前にご相談をお願いします。
- ・工事請負契約の締結や工事に着手する前に補助金申請をし、補助金交付決定を受けてください。
- ・原則、移転前の住宅は除去しなければなりません。

---

(問い合わせ先) 盛岡市建設部河川課河川係  
TEL 019-613-8431 FAX 019-652-6645  
〒020-8530 盛岡市内丸12-2 別館5階

【 事業の主な流れ 】

